

札幌市附属機関設置条例

(附属機関の設置)

第2条 本市の執行機関等は、別表1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表2の附属機関の欄に掲げる種類の附属機関を設置する。

別表1

健康増進法第8条第2項に規定する健康増進計画その他本市の健康づくりに関する施策についての審議に関すること。

札幌市健康づくり推進協議会要綱 第2条第1項

札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」
の策定・推進・評価等を行う

地域・職域連携推進事業の開始の背景

<青壮年層を対象にした保健事業>

健康増進法や労働安全衛生法、健康保険法等に基づき行われているが、根拠法令によって目的や対象者、実施主体、事業内容がそれぞれ異なる（制度間のつながりなし）。

そのため、

- 地域全体の健康状況が把握できない
 - 退職後の保健指導が継続できない
- などの問題が発生

問題解決のために

地域保健と職域保健が**連携**し、
健康情報と健康づくりのための保健事業を共有

札幌圏域地域・職域連携推進連絡会について

目的：地域保健と職域保健が連携して、
保健事業を共有する

都道府県

道民の健康づくり推進委員会
(地域・職域連携推進専門部会)

二次医療圏

札幌圏域地域・職域連携推進連絡会
(札幌市・江別市・千歳市)

各保健所での部会設置
を連絡会の要領で規定

札幌圏域地域・職域連携推進連絡会
札幌部会